

自動体外式除細動器(AED)の貸出要領

【目 的】

- 1 本事業は、神戸市中央防火安全協会（以下、「協会」という。）会則第7条第5号に基づき、中央区内において開催され、多数の市民が参加する各種イベント等において、自動体外式除細動器（AED）（以下、「AED」という。）を無償で貸出すことで、心肺停止等の緊急事態発生時の救命率向上を図り、AEDの普及啓発及び設置の推進により市民生活の安全・安心の向上を目的として貸出を行うものである。

【貸出機器】

- 2 この要領により貸出すAEDは、協会保有のAEDとする。

【貸出対象】

- 3 貸出の対象は、中央区内において開催される営利目的以外の各種イベント及び訓練・広報行事等とし、転貸は認めない。

【貸出方法】

- 4 AEDの貸出にあつては、貸出を求めるイベント主催者等が事前予約の連絡を行い、別紙「自動体外式除細動器（AED）等借用申請書」により協会長あて申請し、協会事務局担当が受付順に貸出を決定する。
 - （1）貸出の事務等は、理事（総務担当）が行い、申請書等の受付及び貸出・返却日時については、原則、土・日曜日、祝日を除く8時45分から17時30分とする。
 - （2）貸出に伴う保管及び管理は、理事（総務担当）が行う。
 - （3）前3に反して使用していることが判明した場合は、イベント主催者等に対し返却を求めるとともに、以後の貸出を禁止する。
 - （4）AEDの受け取りは、イベント主催者が中央消防署で行い、返却についても中央消防署に搬送し返却する。

【貸出期間】

- 5 貸出期間は、貸出日より7日以内とし、原則、期間の延長は認めない。

また、同一イベント主催者等が繰り返し貸出を受けることにより、他のイベント主催者等への貸出に支障が生じる恐れがある場合は、反復借受イベント主催者等に対し貸出を認めない場合がある。

【破損・紛失等】

- 6 貸出期間中における機器の破損・紛失・盗難については、イベント主催者等が責任を持って賠償する。ただし、救命のためやむを得ず破損した場合は、協会が負担する。

また、貸出期間中に救命のためAEDを使用したことにより発生する消耗品補充等の費用は、協会が負担する。

【運用開始】

- 7 この要領は、令和7年5月1日から運用する。